

# 法政大学資格課程修了証書の申請について

法政大学資格課程委員会より、資格課程修了者に対して修了証書を授与します。

これは資格取得の要件を満たしたことを法政大学資格課程委員会が卒業時に表彰するものです。

修了証書を希望する方は申請手続きを行ってください。申請者に対してのみ授与します。

## 1. 授与対象の資格： ①図書館司書、②社会教育主事、③博物館学芸員

※司書教諭は除く。司書教諭は文部科学省から修了証書が授与されますので、別途大学にお申込みください。

## 2. 申請対象者：下のAに該当する者。社会教育主事のみ、下のAまたはBに該当する者。

### A. 【図書館司書・社会教育主事・博物館学芸員】以下（1）（2）の条件をすべて満たす方

※申請したものの、2020年3月に卒業・大学院修了・全単位修得ができなかった方には発行できません。

（1）2020年3月卒業・大学院修了見込者 ※9月卒業生及び科目等履修生は対象外です。

（2）上記1. ①～③の各資格の全単位修得者（2020年3月修得見込者含む）

### B. 【社会教育主事のみ】以下（1）（2）の条件をすべて満たす方

（1）法政大学に2年を超えて在学し、卒業所要単位のうち62単位以上を修得した者  
（見込みは含まず）

（2）社会教育主事課程に必要な全単位修得者（見込みは含まず）

## 3. 申請書類配布・受領期間と場所

（1）期間：2019年4月8日（月）～5月17日（金）※日曜祝日除く  
9:00-11:30、12:30-17:00（土は9:00-12:00）

（2）場所：教職・資格担当（58年館1階）

## 4. 授与日： 2020年3月24日（土）の予定 ※確定日時等は別途掲示等でお知らせします。

## 5. 注意事項

法政大学資格課程修了証書は、就職先等に提出する単位修得証明書（資格を取得したことを大学が証明する証明書）とは異なります。単位修得証明書が必要な方は、別途、所属学部に申請してください。